持続可能な上下水道に向けて
～上下水道料金の今後の見通しについて～

上下水道は、私たちの生活に欠かせないものとなっていますが、全国的に施設の老朽化対策・耐震化、近年の物価・人件費等の高騰、また人口減少社会における今後の料金収入の減収、施設の維持管理等が課題となっており、日野町でも同様の状況です。

日野町における上下水道

○上水道

日野町水道給水区域は南比都佐地区5集落と第3緑ヶ丘（甲賀市水道給水区域）を除くエリアであり、全体の約99・7％を滋賀県企業庁から水道水を受水しています。

○下水道（大きく次の2種類）

・公共下水道事業

公共下水道は滋賀県の浄化センター（草津矢橋帰帆島）で汚水が処理されます。

・農業集落排水事業（農村下水道）

町内9か所の農業集落排水処理施設で汚水を処理します。

県企業庁の受水費・県浄化センターの処理費は、使用量に基づき町の上下水道事業から県に支払っています。これらの単価は県が決めており、県の料金改定は、市町の上下水道料金に大きく影響します。

滋賀県の上下水道料金

滋賀県の上下水道料金は5年ごとに見直しがされており、令和8年4月からの料金改定により値上げがありました。

料金改定の内容

県水道料金　※基本料金は据置

使用料金単価（1年間据置）	
改定前	令和9～12年
29・2円／㎥	37・3円／㎥

県公共下水道使用料　※2段階で改定されます

一般排水単価（※1）	
改定前	令和8～9年	令和10～12年
47・2円／㎥	56・6円／㎥	62・1円／㎥

（※1 特定排水も改定されます）

日野町の上下水道料金の今後の見通し

【水道料金】

令和6年4月から口径13㎜と20㎜の基本料金を引き下げていますが、今回の県の単価改定に伴い、直ちに値上げの必要はありませんが、数年後には見直しが必要となる見込みです。

【公共下水道使用料】

今回の県の単価改定に対応しきれないため、使用料の見直しが必要となりました。令和10年4月からの値上げを予定しています。

【農村下水道使用料】

料金体系の見直し（現在の世帯人員による人数割料金から水道使用量に基づく従量制料金へ見直し）が必要であり、本年度から見直しに向けて検討しています。

物価高騰が続く中、大変ご負担をおかけすることとなりますが、持続可能な上下水道事業の経営を図るため、皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願いします。

※日野町の水道事業・下水道事業とも公営企業法に基づく企業会計のため独立採算が原則であり、使用料収入による事業経営が基本となっています。

問　上下水道課　上水道担当　☎0748-52-6576　下水道担当　☎0748-52-6579

浄化槽をお使いのみなさまへ

浄化槽の適正な管理をお願いします！

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査が法律で義務付けられています！

浄化槽が適正に維持管理されていないと、浄化されていない汚れた水がそのまま側溝や川に流れ、悪臭等により近隣に迷惑をかけます。また、河川の水質悪化・悪臭の原因になります。今一度、適正な管理ができているかご確認ください。

項目	内容	回数
保守点検（浄化槽法10条）	装置・機器の点検、調整、修理の実施および消毒剤の補充など	年3回以上（処理方式などにより異なります）・保守点検業者に依頼してください。
清掃（浄化槽法10条）	浄化槽内の汚泥の引き抜き、装置・機器の洗浄・掃除など	年1回以上（処理方式などにより異なります）・清掃業者に依頼してください。
法定検査（浄化槽法11条）	保守点検および清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかなど、総合的な検査	年1回・指定検査機関に依頼してください。

※検査の申し込み方法は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会ホームページでご確認ください。

滋賀県生活環境事業協会ホームページ

問 上下水道課 下水道担当 ☎0748-52-6579

電気の子メーターを使用されている方へ

有効期限を確認しましょう！

電気の子メーター（証明用電気計器）とは、貸しビルやアパートなどで、一括して電力会社に支払った電気料金を各テナントなどの電気使用量に応じて配分するために用いられる電気計器のことです。

子メーターは計量法で有効期間が定められています。有効期限を過ぎた子メーターは取り換える必要がありますので最寄りの電気工事店や修理業者にご相談ください。

	2019年1月から年号を商暦で表記 2029年1月満了の場合	2018年 12月まで年号を和暦で表記 平成40年12月満了の場合（2028年12月）
検定に合格したもの		
基準適合検査に適合したもの		

有効期限の確認は…

有効期限は、電気計器前面の丸型で白色の検定ラベルまたは適合ラベルで確認できます。

※子メーターの検定有効期間確認のための立入検査は行政機関（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）自身によって行われます。その他の機関が立入検査を行うことはありません。

※詳しくは、近畿経済産業局ホームページをご確認ください。

近畿経済産業局ホームページ

問 関西地区証明用電気計器対策委員会事務局（日本電気計器検定所関西支社内）☎06-6451-2355